

平塚市公立保育園民営化に係る認可保育所等整備事業予定者募集要項

1 募集目的

本市では、教育・保育等の量の見込みと確保方策を定めた「平塚市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童解消に向けた取組を進めています。

少子化の進展及び教育・保育需要の変化及び施設の老朽化への対応の必要性を踏まえ、公立幼稚園と保育所の再編について検討を進めた結果、令和5年8月に「平塚市幼保一元化に関する公立園の見直しについて（改訂版）」を策定し、平塚市夕陽ヶ丘保育園（以下「夕陽ヶ丘保育園」という。）を民営化することに決定しました。

ついては、民営化にあたり認可保育所の整備事業予定者（以下「事業者」という。）を募集します。

2 運営開始日

令和10年4月1日

3 応募資格

令和7年4月1日時点で、次の全ての条件を満たすこと。

- (1) 平塚市内で認可保育所を安定的に運営している法人（以下「法人」という。）であり、当該保育所を今後も継続して運営する法人であること。
- (2) 神奈川県又は市が実施している直近の法人監査及び保育所への指導監査で、それぞれ指摘事項がないこと。指摘事項がある場合は改善報告がされていること。
- (3) 平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員の統制の下にない、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない法人であること。

4 整備地の概要

- (1) 所在地 平塚市夕陽ヶ丘10番1
- (2) 敷地面積 1,789.81 m² ※保育所建設計画内容により敷地面積が変わることがある。
- (3) 建ぺい率 60% 容積率 200%
- (4) 用途地域 第一種中高層住居専用地域 建築物の高さの最高限度 15m

5 事業の仕組み

本整備にあたっては、既存施設の解体撤去、本事業の用に供する建物の建設（新園舎の建設）、民営化後の保育所の管理・運営について定める基本協定書等を締結する。

なお、本募集要項と合わせて公表する基本協定書等は現時点での案であり、実際の内容は変更される可能性がある。

- (1) 基本協定書の締結

市は、公募により選定された事業者との間で事業実施に係る基本協定書を締結する。

- (2) 事業計画協議書の締結

基本協定書に基づき、市と事業者との間で協議を行い、事業実施に当たっての基本的事項（既存施設の解体撤去、土地の賃借料、賃借期間、事業実施スケジュール並びに事業運営計画等を整理したもの。）について定めた事業計画協議書を締結する。

(3) 市有財産賃貸借契約の締結

本事業の整備地について、普通借地権設定契約を前提として、市有財産賃貸借契約に関する覚書を締結する。(詳細は「8 整備地の条件」のとおり。)

(4) 事業の実施

事業者は、既存施設の解体撤去を行う。(詳細は「6 既存施設の扱い」のとおり。)

また、事業実施に向けて必要となる施設整備を行うとともに、当該施設を適切な管理・運営を行う。

(5) 整備地の返還

事業者は、賃貸借契約期間満了後、原則として、事業に向けて整備した施設を自らの費用と負担により解体し、更地にして、市に返還することとする。

6 既存施設の扱い

既存施設は「別紙1：物件調書」のとおりとし、解体撤去は事業者が行う。(物件調書と現況が異なる場合には、現況を優先する。)

解体撤去にあたっては、既存施設の一部にアスベストが含有されていることを了知し、関連法令等に従って適切にアスベスト除去及び既存施設の解体撤去を行うこと。なお、既存施設においてPCB使用電気機器は存在しない。

解体撤去に要した費用については、事業計画協議書に基づき市の負担とし、詳細は別途協議することとする。

なお、解体撤去に係る予算は、令和8年3月市議会定例会において、令和8年度当初予算が成立することを以て措置される。

7 整備に係る条件

- (1) 関係法令等を順守するとともに、平塚市まちづくり条例(平成19年条例第23号)、平塚市開発行為等取扱規則(平成13年規則第33号)等関係条例及び規則に基づき、市と協議のうえ、より良い保育環境の実現に努めること。
- (2) 当該保育所の開発事業により利用する土地に道路後退、隅切が必要になった場合、保育所として利用する土地の面積は、道路後退、隅切後に確定する。
- (3) 当該施設の開発事業による費用(道路後退隅切り工事・設計登記関連費用を含む)は、事業者の負担とする。

8 整備地の条件

整備地は、市と事業者との間で賃貸借契約を結び、市が事業者に当該地を貸し付ける。

なお、社会福祉制度の見直しや社会情勢の変化等により、契約内容を変更することがある。

- (1) 土地の賃借料は、道路後退、隅切後に確定した面積を基準として、市で算定する額とする(概ね年額257万円を想定)。賃借料の額は、事業者と市有財産賃貸借契約を締結するまでに市が提示する。
- (2) 整備地の維持管理等に係る経費は、事業者の負担とする。
- (3) 賃貸借期間は、普通借地権で30年とする。始期は、既存施設の解体撤去が終了した後からとし、詳細は別途協議する。なお、事業に向けた施設等の整備に要する期間及び撤去等に要する期間を含む。
- (4) 整備地の利用目的は保育所の運営であるが、保育所の運営が維持できる場合は他の目的での使用も認める。なお、その際は市に事前に相談するものとする。
- (5) その他、必要な事項は市と事業者との市有財産賃貸借契約にて定める。

9 施設の条件

次の全ての条件を満たすこと。

(1) 次の法令等の基準を満たすこと。

ア 児童福祉法

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）

ウ 神奈川県の子童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 5 号。以下「最低基準条例」という。）

エ 神奈川県の子童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年神奈川県規則第 12 号。以下「最低基準条例施行規則」という。）

オ 神奈川県の保育所設置認可に係る審査基準

カ その他関係法令

(2) 神奈川県の保育所設置認可に係る行政指導指針を満たすよう努めること。ただし、順守しているかどうかについて、選考の際の評価対象となるため留意すること。

(3) 建築基準法、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成 7 年条例第 7 号）、その他関係法令の要件を順守すること。

(4) 屋外遊戯場を設置すること。なお、最低でも現夕陽ヶ丘保育園園庭（概ね 500 m²）と同等の面積を確保すること。

(6) 調理員用便所、沐浴室及び医務スペースを確保すること。

(7) 遊戯室等共用スペースを極力確保すること。

(8) 弾力的な受け入れが可能となる設備等とすること。

(9) 保育中の事故防止、事後の検証等のために、乳幼児を保育する部屋（保育室、遊戯室など）及び園庭に、死角がないように記録用カメラを設置すること。（録画機能は 1 週間以上映像を保存できることを推奨する。）

10 運営の条件

(1) 定員規模 90 名程度

（参考：現状の認可定員 0・1 歳児各 10 人、2・3 歳児各 17 人、4・5 歳児各 18 人）

※設定区分毎の内訳は夕陽ヶ丘保育園の現入園児数を考慮した上で、待機児童の多い 0～2 歳児の受入に配慮した定員構成にすること。

(2) 受入対象 生後 2 か月から小学校就学前の児童とする。

(3) 職員配置 次の配置基準を満たすこと。

なお、神奈川県で制定する補助金交付要綱及び「平塚市保育所運営費等補助金交付要綱」等に定める補助金を受ける場合は、当該補助金で定める配置基準も満たすこと。

ア 設備運営基準

イ 最低基準条例

ウ 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和 3 年内閣府告示第 14 号）

エ 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項につ

いて（令和元年府子本第 536 号・元文科初第 791 号・子発 0 9 3 0 第 1 号通知）

オ 施設長及び主任保育士は必ず設置し、施設長については、原則保育士資格を有する者が望ましいが、保育士資格を有さない者を施設長候補者にする場合は、最低基準規則第 2 条に定める要件を満たすよう努めること。また、主任保育士は保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、主任保育士専任加算の要件を満たすこと。

カ 調理員を除き、保育所における勤務経験を 5 年以上有する者が全体の 3 分の 1 以上で、保育所勤務経験がない者は全体の 4 分の 1 以下とし、また、保育士（主任保育士を含む。）のうち、最低 1 名は 1 0 年以上の保育経験を有する者とするよう努めること。

（4）開所時間

月曜日から土曜日の午前 7 時から午後 6 時まで。保育標準時間認定に係る延長保育は月曜日から土曜日の午後 6 時から午後 7 時までを基本とするが、午後 7 時以降の提案も可能とする。

（5）休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1 2 月 2 9 日、1 2 月 3 0 日、1 2 月 3 1 日、1 月 2 日及び 1 月 3 日を基本とする。

なお、休日保育の提案は可能とする。

（6）特別保育

一時預かり事業、障がい児保育及び延長保育事業を必ず実施すること。さらに、休日保育事業の実施を提案することも可能とする。

（7）給食

自園調理方式により提供すること。また、3 歳児クラスから 5 歳児クラスに在籍する園児に対して主食の提供をすること。

なお、「保育所における調理業務の委託について」（平成 1 0 年 2 月 1 8 日児発 8 6 号通知）を順守する場合は調理業務を委託することができる。

（8）送迎車両の停車スペース等の確保

近隣地域と交通問題を生じさせないよう対策を講じること。また、普通自動車や自転車で送迎することができるよう、駐車スペース及び駐輪スペースの確保に努めること。

（9）本募集における事業者として決定した後は、近隣住民との良好な関係確保に努めること。また、近隣住民から要望等があった場合は、事業者の責任において、誠意を持って対応をすること。

なお、本市が近隣住民説明会を開催する際に、必要に応じて事業者の同席を指示する場合がある。

（10）その他

ア 食物アレルギー児等については、子どもの状況に応じて除去食、代替食等の対応を行うこと。また、年齢に応じた食育に取り組むこと。

イ 保育所保育指針（平成 2 0 年厚生労働省告示第 1 4 1 号）を基本とし、保育課程、年間行事計画、指導計画等を作成し、実施すること。

ウ 必要な申請手続き、届出等を遅滞なく行い、運営開始年月日までに法第 3 5 条第 4 項に定める神奈川県知事の認可を受けること。

エ 近隣小学校との連携を行うこと。また、体験保育や園庭開放など実施や、近隣地域や幅広い世代との交流に積極的に取り組むこと。

オ 実習生や体験学習などを積極的に受け入れること。

- カ 本保育所の運営状況や事業者の経営状況等の積極的な情報開示に努めること。
- キ 第三者による評価を導入し、引継ぎ後3年以内に必ず評価を受けること。
- ク この施設整備に合わせて、事業者が現在運営している既存の保育所等が本市内に所在する場合は、減員又は廃園としないこと。

11 引継・運営協議会

- (1) 事業者・夕陽ヶ丘保育園在園児の保護者・市（保育課及び夕陽ヶ丘保育園）の三者の代表から構成される協議会（以下「協議会」という。）を事業者決定後に設置し、開所後の保育内容等について協議すること。
- (2) 事業者は、保護者や夕陽ヶ丘保育園からの声を真摯に受け止め、柔軟な対応に努めるとともに、実現の可否に関わらずその対応について説明すること。
- (3) 新たなサービスを導入する場合や保護者からの要望などの対応については、協議会で協議のうえ、決定すること。
- (4) 必要に応じて開所後も協議会を開催することができる。

※なお、整備期間中における夕陽ヶ丘保育園は、仮設園舎（市が湘南バンク港ベイサイドホール南側の市有地に設置）で運営を継続する。

12 夕陽ヶ丘保育園との引継等の条件

開所後の児童に及ぼす影響を最小限にするため、また、公立園の保育内容を適切に引き継げる体制を整えるために、次の全ての条件を満たすようにすること。なお、協議会の合意によつては、これらを変更することができる。

- (1) 夕陽ヶ丘保育園の年間行事、保育内容等を継承することを基本とし、民間保育所の特色を活かした運営をするよう努力すること。
- (2) 夕陽ヶ丘保育園園長と連携しながら、引継計画書の作成など合同教育・保育の準備等を行うこと。
- (3) 施設長予定者及び主任保育士予定者については、令和9年4月から夕陽ヶ丘保育園の行事等に参加し、内容等の把握を行うこと。
- (4) 令和9年度の夕陽ヶ丘保育園在園児の入園を優先すること。
- (5) 夕陽ヶ丘保育園に勤務する会計年度任用職員が、事業者による雇用を希望する場合は、保育の連続性確保のため、当該職員の採用に努めること。
- (6) 延長保育料は、夕陽ヶ丘保育園で実施している時間帯については当該保育所と同額とするよう努めること。
- (7) 開園後の一定期間（夕陽ヶ丘保育園の在園児が退園するまでの間）は、民営化前の園からの継続性を考慮し、指定の制服、靴、靴等については導入しないなど保護者の費用負担が最小限になるように協議会にて検討すること。
- (8) 事業者の本要項の条件及び提案内容の遂行を確認するために市が運営状況等を確認する場合には、その作業に協力すること。
- (9) 事業者又は市に引継ぎに関する苦情があった場合は、真摯に対応すること。
- (10) 保育内容の円滑な引継ぎのために、次に掲げる合同保育期間に夕陽ヶ丘保育園に職員を派遣し、合同保育を実施すること。また、事業者は職員の派遣体制を整え、速やかに開始できるよう留意すること。

【合同保育実施体制（予定）】

- ア 期 間 開園前3か月程度（栄養士及び調理員は最低1か月程度）
- イ 時 間 夕陽ヶ丘保育園開所日のうち、
平 日 午前7時から午後7時まで
土曜日 午前7時から午後4時30分まで
※上記時間内での、ローテーション制による。
※栄養士及び調理員は午前8時30分から午後5時まで
- ウ 参加職員 現場を総括する施設長、主任保育士、保育士、調理員の各予定者
- エ その他 合同保育にて発生する経費の一部は市が負担することとし、詳細は別途定める。ただし、夕陽ヶ丘保育園に会計年度任用職員として勤務し、民営化後、事業者が雇用する予定の職員については、引継期間の費用は市が負担する。

13 施設整備及び運営の補助金

（1）施設整備の補助金（予定）

厚生労働省「就学前教育・保育施設整備交付金要綱」及び「平塚市就学前教育・保育施設整備交付金事業補助金交付要綱」に基づき、補助する。

なお、施設整備の施工業者決定にあたっては、平塚市の入札制度に準じること。施設整備の工事は令和9年度中に着手し、令和9年度中に完了すること。（原則、繰越しはできない。また、申請時の額を上限とする。）

（2）運営費（予定）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び関係法令等に基づき、運営に係る費用を支給する。

14 手続きの流れ

（1）質問受付・回答

本募集要項に対する質問は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 令和7年7月17日（木）から令和7年8月29日（金）17時まで

イ 受付方法 第6号様式「質問書」にて、電子メール又は持参によるもののみ受け付ける。
(h-unei@city.hiratsuka.kanagawa.jp)

なお、電話及び口頭での質問を受け付けない。

メールの件名には、「公募に関する質問」と記載すること。これらの記載がない質問には回答しない。

ウ 回答方法 受け付けた質問に対する回答は、令和7年9月12日（金）までに市ホームページ上に掲載する。

（2）申請

申込書類は次のとおり受け付ける。書類の確認をするため郵送での申請は受け付けない。提出の日は前日までに電話で保育課に連絡の上、予約すること。

また、受付日時を過ぎてからの提出、追加書類の提出や計画変更（図面変更や管理者など保育体制の変更）は、こちらから求めた場合を除き、認めない。

ア 受付場所 平塚市健康・こども部 保育課 運営整備担当（本館1階101窓口）

イ 受付日時 令和7年7月17日（木）から令和7年9月30日（火）まで
午前8時30分から16時30分まで（土日休日除く）

ウ 提出書類

項目	提出書類	様式
(表紙)	提出書類一覧表	
(ア)	申請書	第 1 号 様式
(イ)	法人の概要が分かるもの ・履歴事項全部証明書（提出日の 3 か月以内に発行されたもの） ・定款又は寄付行為 ・法人概要が説明されているパンフレット等	
(ウ)	事業提案書 （全体的な計画、年間指導計画、施設長予定者履歴書を添付）	第 2 号 様式
(エ)	整備予定の施設の配置図・平面図 ・配置図は、駐車場、駐輪スペース、ベビーカースペース、園庭、プールスペースが有る場合はそれらの位置を記載。 ・平面図は、保育所内の諸室配置及び保育室の面積（壁芯面積及び有効面積）を記載。 ※配置図・平面図作成にあたっては、現地を十分に確認し、計画に変更が生じないように留意すること。また、乳幼児を保育する部屋及び園庭については、記録用カメラの設置場所が分かるように記載をすること。	
(オ)	整備スケジュール（工程表） （入札時期、開発許可・開発工事、解体工事、建築確認、建築工事などの期間がわかるよう記載。）	任 意 様 式
(カ)	資金計画書 （借入金の償還計画表、残高証明書を添付）	第 3 号 様式
(キ)	収支予算書（開所後 3 年度分） ※内閣府ホームページに掲載されている公定価格の試算ソフトを参考に試算すること。 (https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html)	第 4 号 様式
(ク)	既存施設の解体費見積書 （解体前調査・アスベスト除去・処分費を含む）	
(ケ)	法人決算書（直近 3 年分）	
(コ)	既設保育所の概要が分かるもの及び決算書 （1 施設分・直近 1 年分）	第 5 号 様式
(サ)	所管自治体を実施している、次に掲げる通知全て ・法人監査の監査結果の写し（直近 1 回分） ・保育所の監査結果の写し（直近 1 回分） ※指摘事項がある場合は、改善報告書類を添付すること。	

※（コ）、（サ）については、市が事前相談時に指定する施設について提出すること。

※申請書類の様式は、平塚市ホームページからダウンロード可能。

※上記（ア）～（サ）の他に、市長が必要と認める書類の追加提出を求める場合がある。

エ 提出方法

（ア）紙媒体

正本1部及び副本7部を14（2）アに掲げる窓口に出すこと。提出方法は、1部ずつA4のフラットファイル等に綴り、（ア）から（サ）のインデックスを貼付した上で、申請書及び添付書類について説明ができる者が持参すること。（提出時に書類の確認をするため。）

※副本は申請者が特定できるような表記（法人名、法人所在地、施設名、個人名等）を「■■■■」と置き換えるか、修正テープ等でマスキングしたものをコピーし、提出すること。

（イ）電子媒体

上記14（2）ウの書類のうち（ウ）、（エ）、（カ）、（キ）及び（コ）について、拡張子を変えずに14（1）イ記載のメールアドレスに送付すること。

※申請者が特定できるような表記（法人名、法人所在地、施設名、個人名等）は、「■■■■」と置き換え、表示すること。

15 事業者の選考と決定

事業者は、私立認可保育所等整備事業者審査選考委員会の選考を経て、平塚市長が決定する。選考は1次審査（書類審査）、2次審査（ヒアリング審査）の2段階で審査する。選考の流れは次のとおりとする。

なお、応募があった場合でも審査の結果により事業者を決定しないことがある。

（1）1次審査（書類審査）

法人から提出された申請書類の審査を実施する。申請書類の内容が応募資格、または応募の条件を満たしていない場合は、書類審査は実施せず、応募資格なしとする。

応募資格を満たす法人が3者以下の場合は、全ての事業者を2次審査の対象とする。応募資格を満たす法人が4者以上の場合には、1次審査の採点が上位となる3者程度を2次審査の対象に選考する。

1次審査の結果は、令和7年10月末日までに全応募法人に通知を送付する。

（2）2次審査（ヒアリング審査）

1次審査で選考された法人に2次審査（ヒアリング審査）を実施する。

2次審査日は、令和7年11月中旬を予定する。詳細は、対象法人に別途通知する。

原則として1次審査及び2次審査のそれぞれで得た採点の合計が最高点である法人を事業者に決定する。

（3）評価項目

1次審査（書類審査）及び2次審査（ヒアリング審査）は、次の評価項目に基づき審査・選考を行う。なお、選考委員会は非公開とする。

＜参考＞選考の評価項目

- ・法人の運営状況、新たに整備する保育所の資金計画及び保育計画に係る考え方（理事会の審議状況、保育所整備運営に関する資金計画、施設運営の適正度、保育理

- 念、保育所整備・保育内容に関する基本的計画、特別保育事業、障がい児への対応)
- ・児童の安全、衛生等に係る考え方（防災・防犯・安全管理対策、衛生管理）
- ・食育、給食に係る考え方
（食育への取組、給食・離乳食提供、食物アレルギー児への対応）
- ・職員の確保と資質向上に関する考え方（雇用状況、採用計画、配置計画、研修計画）
- ・市会計年度任用職員の雇用の引継に対する考え方
- ・個人情報保護に係る考え方
- ・苦情解決に係る考え方
- ・専門機関・地域との連携に係る考え方
- ・実習生等の受入れに係る考え方
- ・その他提案事項

（４）結果

選考結果については、令和 7 年 11 月末頃に全ての法人に文書にて通知する。

（５）申請書類の公開

平塚市情報公開条例（平成 14 年条例第 24 号）における行政文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合がある。

ただし、法人の正当な利益を害すると判断されたものは公開の対象とはならない。

16 スケジュール

開所までのスケジュール概要はそれぞれ次のとおりとする。

なお、スケジュールは変更する場合がある。

令和 7 年度	7 月 17 日	質問・申請受付開始
	8 月 29 日	質問受付終了
	9 月 12 日	質問に対する回答掲載
	9 月 30 日	申請受付終了
	10 月末頃	1 次審査結果通知発送
	11 月中旬頃	2 次審査（ヒアリング）、選考
	11 月末頃	2 次審査結果通知発送
	12 月以降	協議の開始、基本協定書等締結、協議会の立ち上げ
令和 8 年度	7 月以降	県に事前相談
	11 月上旬	県に事前協議書提出
	11 月下旬	※仮設園舎引越し（公立園）
	12 月以降	現園舎解体工事
	3 月	神奈川県児童福祉審議会（事前協議）
令和 9 年度	4 月	施設整備工事入札・着工、補助金申請・決定
	11 月上旬	県に認可申請書提出
	7 月	神奈川県児童福祉審議会（事前協議）
	12 月以降	運営に係る引継ぎ（合同保育、事務等）
	2～3 月頃	神奈川県児童福祉審議会（認可申請）
	3 月	竣工、神奈川県現地確認、開所準備
令和 10 年度	4 月 1 日	開所

17 その他

- (1) 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- (2) 必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 応募に関して必要となる費用は申請者の負担とする。
- (4) 法人の提出書類の著作権は、それぞれ作成した法人に帰属する。
なお、選考結果及び提案内容等を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、
無償で提出書類の一部を使用できるものとする。
- (5) 施設整備の補助金については、国の補助金を活用するため、当該補助金の交付決定が
受けられない場合は事業を中止する場合がある。
- (6) 事業者決定後に、提案内容に虚偽の内容が含まれていることが明らかになった場合又は
提案内容どおりの履行がされない場合又はその履行が明らかに困難な場合は、選考結果
を取り消す場合がある。ただし、市との協議の結果、内容が変更された場合はこの限り
ではない。
- (7) 保育の安定性の面から、施設長候補者については、やむを得ない事情を除き、事業者
として選定された日から開園後3年まで異動は行わないこと。ただし、市との協議が整
う場合については、この限りではない。
- (8) 本募集要項に記載されている法令や通知等が改正・変更された場合は、改正・変更後
の内容を優先して適用するものとする。
- (9) その他、関係法令等を順守するとともに、この募集要項に定めのない事項は、その都
度、事業者と市で協議のうえ、定める。

18 問合せ先

平塚市健康・こども部保育課 運営整備担当

電話 0463-21-8555 (直通)

FAX 0463-21-9738

E-Mail h-unei@city.hiratsuka.kanagawa.jp

(参考) 本事業に係る書類構成イメージ

